

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県愛知郡長久手町

2. 構造改革特別区域計画の名称

長久手田園バレー特区

3. 構造改革特別区域の範囲

愛知県愛知郡長久手町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 区域の概要

本町（愛知県愛知郡長久手町）の地勢は、尾張丘陵と尾張平野との接点にあたり、猿投山の西麓際に位置する。東は豊田市、西は名古屋市名東区、南は日進市、北は名古屋市守山区・尾張旭市・瀬戸市に接し、町域面積は、21.54k m²、東西約8km、南北約4kmと東西に細長い。標高は最高約184m、最低が約43mと、町内の中心部を西流する一級河川香流川の流れに合わせ、東から西にかけて緩やかに傾斜するが、所々に小丘が盛り上がる表情豊かな地勢を呈する。

気象状況は、平成13年から過去10年間の平均を見ると、月別平均気温では最低4.2、最高26.9と比較的温暖である。降水量は年間1,500mm前後で、梅雨時期及び台風・秋雨時期に非常に多く、降雪は稀である。

交通機関については、現在町内には鉄道駅がなく、主要な交通機関として名古屋鉄道の路線バスが運行している。その他、町内各地をくまなく網羅する長久手町巡回バス「N-バス」が走り、地域住民の足として活躍している。なお、現在、2005年日本国際博覧会（略称：愛知万博）に向けて名古屋市営地下鉄藤ヶ丘駅より、本町内を東西に横断する形で、愛知環状鉄道八草駅までを結ぶ「都市高速鉄道・東部丘陵線」（愛称：リニモ / 営業延長約8.9km）の建設が進んでいる。

本町の歴史であるが、遠く古墳時代から続くもので、安土桃山時代の1584年には、豊臣秀吉と徳川家康の両軍勢が正面から衝突した「小牧・長久手の戦い」の古戦場としても良く知られている。

沿革としては、明治22年4月に市町村制が施行され、明治39年に長湫、岩作、上郷の3村が合併して長久手村となり、その後、昭和44年には、人口が1万人を超え、昭和46年に町制を施行し長久手町となった。

近年では、昭和41年の愛知県立芸術大学を始め、愛知医科大学、愛知淑徳大学、愛知県立大学、と相次いで開学し、文教地域として発展するとともに、町西部地域を

中心とした土地区画整理事業による宅地開発が進み、名古屋市のベッドタウンとして発展を続けてきた。

人口動向については増加傾向にあり、平成12年の国勢調査によると、43,306人、平成7年より4,816人の増加であった。平成7年からの増加率は12.5%で、県内では5番目に高い水準である。

世帯数も増加傾向だが、1世帯当たりの人員を見ると、昭和30年には5.0人であったのが、昭和45年には4.1人、昭和60年には3.0人と推移し、平成12年には2.36人にまで減少するなど、核家族化、単身世帯・夫婦のみ世帯の増加が急速に進行している様子が伺える。

当町の高齢化率は、平成12年10月1日時点で8.5%と県下最低であり、本町の人口構成の大きな特徴の一つである。

都市計画区域については、町全域が指定されており、そのうち市街化区域が700haと32.5%を占め、残り1,454haが市街化調整区域となっている。市街化調整区域の用途地域のうち、第一種低層住居専用地域が44.4%を占め最も多く、次いで第一種住居地域が26.9%をしめていることから、本町が名古屋市のベッドタウンとして発展してきた様子が伺える。

土地利用概況はとして、本町の農業振興地域は641haで、町域面積2,154haのうちの約30%を占めている。このうち、農用地は331haである。

農業振興地域の土地利用の動向を見ると、近年では住宅地の増加が多いが、その他は横ばいで推移している。

農業振興地域の土地利用の動向（平成14年長久手農業振興地域整備計画書基礎資料）（単位：ha）

年	総面積	農用地			農業用施設用地	森林原野	住宅地	工業団地	その他
		農地	採草放牧地	計					
昭和63年	677	331	20	351	1	86	86	20	133
平成5年	677	322	20	342	1	86	88	15	145
平成10年	641	336	15	351	1	46	99	15	129
平成12年	641	331	15	346	1	46	102	15	131

農林業センサスにおける長久手町の農家戸数は、平成7年度には425戸であったのに対し、平成12年には412戸と3%の減少となっている。自販別で見ると、自給的農家数が193戸から228戸に増え、販売農家は逆に232戸から184戸に48戸減少しており、このうち特に第2種兼業農家が205戸から159戸に最も減少している。

農家戸数（世界農林業センサス）

年/地区	総数	自給的 農家数	販売農家数						
			合計	専業業別			主副業別		
				専業 農家	第1種 兼業	第2種 兼業	主業農家	準主業	副業的
平成7年	425	193	232	16	11	205	16	52	164
平成12年	412	228	184	17	8	159	15	31	138

本町の農業は稲作が主であるが、近年その作付け面積は減少傾向にある。畑作物は、都市近郊としての利点を活かし、ほうれんそう、キャベツ、白菜、だいこんなどの生鮮野菜が栽培されているが、いずれも面積は狭く、自家消費用として栽培されているケースが殆どである。

果樹はぶどうが主で、生産量 27t、出荷量 24t と少ないが、安定的に栽培されている。

その他に、柿や梅なども生産されている。施設園芸としては、花き（バラ、菊）などが栽培されている。

畜産については、平成12年度実績で乳用牛75頭、肉用牛91頭が飼養されている。

農業算出額については、耕種33千万円、畜産13千万円にとどまっている（平成14年度実績）。

農業経営の内訳（世界農林業センサス）

年/地区	作付面積（露地）(a)				果樹栽 培面積 (a)	施設野 菜(a)	乳用牛 (頭)	肉用牛 (頭)	豚 (頭)
	稲(水稻 +陸稲)	麦類	工芸農 作物	野菜 類					
平成7年	9,158	142	200	880	803	3	130	40	46
平成12年	6,391	214	100	303	251	10	75	91	0

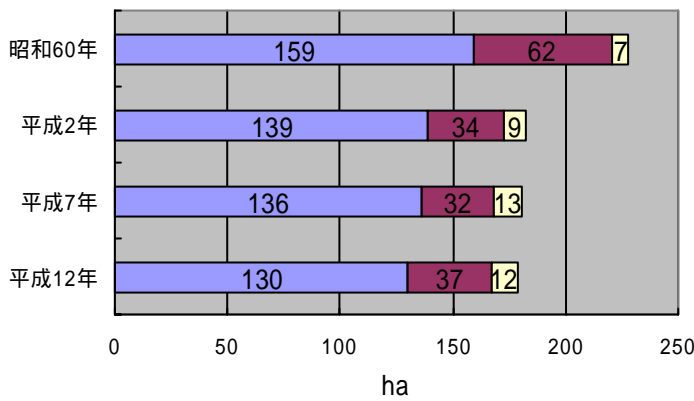
農林業センサスにおける長久手町の経営耕地面積については、平成12年は178haと、平成7年度に比べ4ha（約2%）減少しており、また昭和60年と比較すると、51ha（約22%）の減少となっている。特に畑の減少が著しく、同じく昭和60年と比較すると、25ha（約40%）の減少となっている。

町内の遊休農地の現況をみると、遊休農地面積は30ha（平成12年度実績）であり、近年は一定規模で推移している。

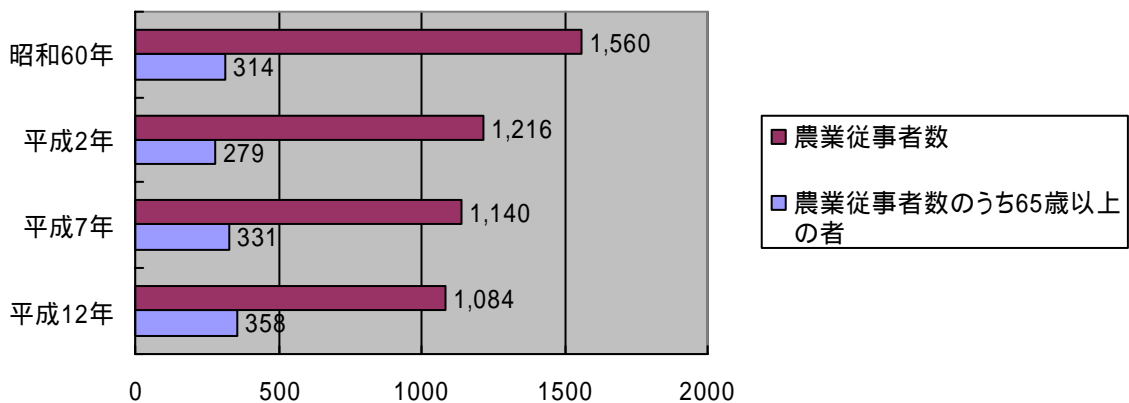
農業従事者については減少の一途を辿っており、高齢化も進行している。平成12年度における農業従事者の高齢化率は33%であり、同年度における基幹的農業従事者の高齢化率は41%となっている。農業従事者の減少、農業従事者及び基幹的農業従事者の高齢化については、改善される要因が特に見当たらず、このまま放置すれば今後はさらに進行するものと推察される。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む主体たる認定農業者数については、当町においてきわめて少数で推移しており（平成12年度実績：4名）、農業従事者数の減少、高齢化とともに憂慮すべき状況である。

経営耕地面積の推移



農業従事者数の推移（世界農林業センサス）



農業従事者における高齢化率の推移

年度	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年度
高齢化率	20%	23%	29%	33%

(2) 区域の課題と展望

本町は、前述のごとく、名古屋市という大都市に隣接し、市街化区域においては新たな住民の流入が続き、都市的地域として良好な住環境の形成を推進する施策を実施しているのに対し、市街化調整区域においては都市近郊でありながら、本町の本風景をとどめる田園環境が残されている。このように、西部都市的地域と東部農村地域の非常に対照的な二つの地域を抱える本町において、21世紀を迎えた現在、双方の良さを合わせ持つまちづくりを進める必要があり、双方の地域の住民がメリットを受けながら、人と自然がより良く共生する社会づくりを進めていかなければならない。

このような新しい時代の流れをとらえ、本町は、長久手町第4次総合計画（平成11年度策定）において環境緑地系プロジェクトとして、「長久手田園バレー構想」を位置づけた。

これを受け、「農のある暮らし・農のあるまち」づくりを目指し、施策を継続的に推進していくため、「長久手田園バレー基本計画」を平成13年度に策定し、平成14年度から事業化に取り組んでいるところである。

【長久手田園バレー基本計画】

基本理念

「豊かな自然と触れあいながらも都会的で便利な生活」という長久手でこそ可能な新しいライフスタイル（農のある暮らし・農のあるまち）の実現

基本方向

- ア 田園環境の保全・活用
- イ 農的な営み・農的な暮らしの保存
- ウ 地域（都市部と農村部）のふれあい・交流の推進

5つの施策

ア 生産振興関連対策

長久手でとれた農産物が町内の食卓に並ぶよう、安心・安全な食の生産基盤の構築を目指す。

イ 環境共生施策

環境への負荷の軽減、田園環境の保全、健全な生態系の育成など環境共生を目指す。

ウ 交流拠点形成施策

「長久手町福祉の家」を中心とした「農村部」と「都市部」の交流拠点形成を目指す。

エ 田園居住区形成施策

東部丘陵の豊かな緑や水の流れ、田園風景など豊かな「農的環境」がある住環境を目指す。

オ コミュニティー活性化施策

「農のある暮らし・農のあるまち」づくりの活動を維持・育成するための取組を支援する。

これらの施策について、平成 14 年度から実施しているところである。

しかしながら、当町における農業の現状は上記 4 (1)に記載したとおり、経営耕地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化、また、認定農業者が少数であるという課題を抱えている。

農業従事者が減少し、かつ高齢化が進行していることは、新たに農業に従事する者に比べて農業から退く者の人数が多いことを示しており、今後、当町における担い手が不足することが予想される。既存の農業者による農業の規模拡大はおろか、現状維持も困難な状況となると考えられ、当町の農業の活性化及び農地の保全について、大きなマイナス要因となると推察される。

これらのことは、現在一定規模で推移している遊休農地の今後の増加に直接的な影響を及ぼすものであり、早急な対策を実施する必要がある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

「長久手田園バレー特区」は、前記のような本区域の情勢と課題を踏まえ、特定事業 1001 と 1002 を活用し、都市部と農村部の交流を進め、遊休農地の利活用を推進すること等により、本地域の課題である「農のある暮らし・農のあるまち」の実現を図ろうとするものである。

「長久手田園バレー特区」の基本的意義は以下の 5 点に要約することができる。

- (1) 株式会社等の多様な主体の農業参入による農地の利活用により、町内の遊休農地の利活用を図る。

株式会社による農業経営の実施

平成 17 年度より当町前熊地区（市街化調整区域内）にて、株式会社が町内の遊休農地の一部を保有し、農業経営を行うことを検討している。

具体的な計画としては、平成 18 年度より同地区において、町が地域交流拠点施設を整備、平成 19 年度より運営することを予定しているが、これはファーマーズマーケット、農産物加工施設、農産物加工体験工房、薬膳レストランを、5,300 m²の敷地に一体的に整備するというものである。当該施設の良い運営という観点から、当該施設内に整備予定のファーマーズマーケットに供給する農産物は、高品質でかつ安定的に供給される必要があるため、公募により選定された建設業者を中心とした長久手町内の法人が、町内の遊休農地の一部を利活用し、ほ場の経営主体として当ファーマーズマーケットへ通年供給できるように農産物を生産することを検討している。

当初は、当町前熊地区に存在する遊休農地（25ha 程度）の一部（約 1ha 程度）を活用して、少量多品種の農産物の生産を予定している。

新たな主体による市民農園の開設・運営

さらに、特定事業 1002 を活用して、主に農地所有者による市民農園の開設・運営についても推進していくこととしている。

現在、当町前熊地区において、平成 15 年度より町の直営事業で市民農園を運営しているが、今後この取組をモデルとして、農地所有者個人、NPO 法人、株式会社が開設・運営主体となり、町内の遊休農地を利活用してさらに多数区画の市民農園の運営を推進したいと考えている。

当面は 1ha 程度（全体）、150 区画程度の農園の開設を予定している。

これらの施策により、町内の遊休農地の利活用を推進する。

- (2) 株式会社等の農業への参入及び新たな主体による市民農園の開設・運営を推進することにより、当地域にとって有力な新たな担い手の形成を図る。

新たな担い手としての農業に参入する株式会社等

上記のとおり、今後整備予定の地域交流拠点施設内に整備するファーマーズマーケットへ供給する農産物の通年生産ほ場の経営主体を公募により選定することを予定しているが、これらの経営主体は、まさに新たな担い手として位置づけることが

できる。

上記法人の農業活動への新たな担い手としての地域住民等の参画

上記法人の農業活動において、ほ場での作業については地域住民の参画が不可欠である。したがって、数名程度ではあるが、新たな農業の担い手として、地域住民等の雇用の促進が図られることが考えられる。またこのことに加え、公募により外部の人材も当地域に確保し、今後は町内一円に効果を及ぼしていく予定である。

新たな担い手としての市民農園開設主体

当該特区計画により新たに市民農園を開設する主体も、農業の担い手として位置付けることができる。

新たな担い手としての市民農園利用者

市民農園開設主体のみならず、利用者についても新たな担い手として位置付けることができると考えられる。これは、以下の理由による。

平成 16 年度より当町前熊地区において、「農楽校」という取組を実施している。これは、町内在住で農業に関心のある住民を対象として、主に野菜栽培を中心とした実習や、土づくり等の農業に関する講義を実施するというものである。一方、市民農園の開設事由には、この「農楽校」において農業に関心を持ち、実習のみならず自ら農業を体験することを希望する者の受け皿としての観点もあり、このような市民農園利用者については将来的には新規就農者となる可能性があり、新たな担い手と位置付けることができると考えられる。

- (3) 株式会社等の農業への参入を図ることにより、安全・安心な農産物の生産及び地産地消の取組を推進する。

上記(1) に記したファーマーズマーケットへ供給する農産物については、公募により選定された法人を始め、当地域の法人が農地を保有して生産することとしているが、供給される農産物が高品質であることが当施設的良好な運営の可否を握っていることから、安全・安心な農産物の生産を推進する必要がある。現在の当地域の農業生産量は少量で、且つ少数の生産にとどまっているが、特区の導入により安全・安心な農産物の少量多品種生産の実施を目指す。

さらに、これら当地域の法人による農産物生産、販売の仕組みはまさに、地産地消の取組ということができる。

- (4) 非農家・都市生活者と農業者との交流及び非農家・都市生活者の農業への参画を図る。

上記(1) に記したファーマーズマーケットには、当町が名古屋市に隣接しているという地理的条件により、名古屋市を中心とした都市的住民の来客が予想される。また、ファーマーズマーケットを訪れた都市的住民が、生産者名が明記され、目の届く近い距離のほ場で生産された農産物を購入し、目や舌で農産物を味わうことにより、生産者と消費者との距離を縮めることができると考えられる。

さらに、上記(1) に記した市民農園の開設により、町内在住及び名古屋市からの都市的住民の農業への参画が図られ、非農家・都市的住民との交流を図ることも可能となる。

- (5) 株式会社等の農業への参入を図ることにより、建設業者を中心とした農業参入者の雇用の安定を図る。

現在、当町における建設業については、2005年日本国際博覧会（略称：愛知万博）に関連する事業量増加により、一定の雇用を確保した上で円滑に事業が遂行されているが、当博覧会の終了とともに、建設業者への需用は大幅に低減するものと考えられる。通常であれば、この際に多くの余剰人員が発生するところであるが、建設業者による農業参入が図られることにより、余剰人員となるべき者の事業量が確保され、雇用の安定を図ることができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 当地域の遊休農地の解消を図る。

平成12年度時点で30haであった本町の遊休農地は、今後さらに拡大することが予測される。そこで、特定事業1001と1002の活用により株式会社、農地所有者、NPO法人等による遊休農地の利活用の仕組みをつくり、この仕組みを逐次拡大していく。

当面は約2haの遊休農地のモデル的利活用を行い、これを次第に増やし、平成27年頃を目標として、本町に存在する遊休農地の相当程度の利活用を目指す。

- (2) 地域におけるアグリビジネスの起業を促進し、雇用を創出するとともに、新たな担い手の育成を図る。

当地区に賦存する遊休農地を含む多様な地域資源を効果的に利活した地域複合型アグリビジネス、具体的には農産物の生産・加工、特産品の製造・販売を促進するとともに、これらの取組の複合化、及びこれらの取組による都市農村交流の促進を図り、同時に農業分野も含めた雇用の創出を図り、新たな地域農業の担い手の育成を図る。

(3) 農地の市民的利活用の場を増やす。

構造改革特別区域法の適用を受ける農地所有者等が主体となって、市民農園を開設することにより、農業への参画を希望している主に都市部住民に対し、農にふれあう場を提供する。

当町の遊休農地を活用して、当面は1ha程度(全体)150区画程度の農園の開設し、既存の市民農園を合わせて、200名程度の農業への参画希望者を受け入れることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農地の有効利用効果

特定事業1001、1002により、平成17年度中に、特定法人公募により選定された農業経営の主体並びに市民農園の開設を希望する農地所有者によって、最低2ha程度の遊休農地の有効な利活用に着手する。

この事業を踏まえ、さらに建設業者を中心とした町内企業による農業参入を推進し、遊休農地の利活用を図ることによって、本町における農地等の遊休化に歯止めをかける。5年後(平成22年度)には10ha、10年後(平成27年度)には15haの遊休農地の利活用を実現する。

農地の有効利用の見込み

(単位:ha)

主体	平成17年度	平成22年度	平成27年度
地元企業を中心とした農業参入主体	1	4	6
区域内の農地所有者	1	3	6
一般企業	-	3	3
合計	2	10	15

(2) 新たな担い手育成及び雇用創出効果

本特区計画により、町内建設業者等株式会社が、地域交流拠点施設内のファーマーズマーケットへ通年的に新鮮な農産物を供給することを目的として農業に参入できるようになり、新たな農業の担い手が育成される。5年後には、ファーマーズマーケットを始めとするアグリビジネス事業が本格稼働しており、公募により当初農業参入した企業(5(1)参照)に加え、さらに建設業者を中心とした町内の法人3社程度(あわせて4社)が新たに農業参入する見込みである。

同様に、本特区計画により農地所有者等による市民農園の開設が見込まれるが、これら市民農園開設者及び市民農園利用者についても、新たな農業の担い手として位置

付けることができる。

また、町内他産業企業が農業に参入するに当たり、ほ場での作業や生産指導等においては、主に地元で培われた経験、労力等が必要であることから、これら地域住民等の新たな雇用の創出が図られる。

アグリビジネスに参入する法人数及び雇用創出効果の見込み

区分	初年度（平成 17 年度）	目標（5 年後）
法人数	1	4
雇用（専従スタッフ）確保数	3 人	12 人
臨時雇用者確保数	5 人	20 人

(3) 農業についての新たな雇用による所得創出効果

上記 7 . (2) により、地元住民等の新たな雇用の創出が図られることに伴い、農業に関する新たな所得を創出する効果がある。

新たな雇用の創出に伴う所得創出効果

区分	初年度 (平成 17 年度)	内訳	目標（5 年後）	内訳
所得創出額	18,920 千円	職員：5,000 千円× 3 人 = 15,000 千円 パート（7 カ月）： 784 千円×5 人 = 3,920 千円	75,680 千円	職員：5,000 千円×12 人 = 60,000 千円 パート（7 ヶ月）： 784 千円×20 人 = 15,680 千円

(3) その他の所得創出効果

農地所有者が市民農園を開設することによって、それまで遊休農地として何ら収益の無かった農地から所得を得ることができる。例えば、1 反の農地の所有者が市民農園を開設し、仮に 30 区画で 1 区画（30 m²）6,000 円（町の直営事業で実施の市民農園と同額）を徴収すると、18 万円程度の収入が期待できる。また、利用者の作付作物の種や苗代といった栽培経費等による所得創出も見込まれる。

8 . 特定事業の名称

- (1) 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

(2) 1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域交流拠点施設整備事業（仮称）

平成 18 年度より、当町前熊地区に地域交流拠点施設を整備する。当該施設にファーマーズマーケットを整備し、農業参入する特定法人が生産した農産物を販売する受け皿を整備するとともに、生産から販売までの仕組づくりを支援する。

(2) 特定法人に対する農産物栽培支援事業

地産地消の推進を図るという観点から、農業参入する特定法人が生産する農産物について、安全・安心な農産物の生産指導及び「あいちの伝統野菜」の導入の指導等、高付加価値化への取組を支援する。

別 紙

1. 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人
への貸付け事業

2. 当該規制の特例を受けようとする者

(1) 特定事業の実施主体

長久手町

長久手町から農地等を借り受けて協定を締結し、農業に参入する企業法人等

ア 地元建設業者を中心とした公募により選定された法人

イ その他の法人

3. 当該規制の特例措置の運用開始の日

本構造特別区域計画が認定された日

4. 特定事業の内容

(1) 特定事業に関与する主体

農地等を貸し付ける主体

愛知県愛知郡長久手町

農地等を借り受けて農業に参入する特定法人

長久手町と遊休農地等の適正利用に関する協定を締結した企業法人等(上記参照)

(2) 事業が行われる区域

愛知県愛知郡長久手町の全域

当初は、長久手町前熊地区に存在する遊休農地(25ha程度)やその他の不作付地の利活用を図る。

(3) 事業の実施期間

本特区計画が認定された日から必要な期間

(4) 事業により実現される行為等

遊休農地を利活用した農産物の生産体制の整備

特定事業の実施主体である長久手町から農地を借り受けた法人(公募により選定された法人等)が、構造改革特別区域法に基づき事業の実施について長久手町と協

定を締結し、遊休農地を活用した販売用の農産物づくりを実施する。

なお、具体的には地域交流拠点施設の約 5,300 m²の敷地に体験農園温室、農産物加工施設、農産物加工体験工房、薬膳レストラン等とともに一体的に整備されるファーマーズマーケットへ農産物を出荷し、地元産の農産物を質・量ともに安定して供給することを目指す。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 本区域における規制の特例措置の必要性

本地域は、愛知県のほぼ中央、名古屋市東部に隣接しており、町の西部（名古屋市側）の都市的地域（市街化区域）と東部の農村地域（市街化調整区域）に大別できる。この特性を活かして「農のある暮らし・農のあるまち」づくりを推進していくこととしているが、このことは長久手町の第4次総合計画（平成11年度策定）にて明記している「長久手田園バレー構想」に基づき、平成14年度より推進している「長久手田園バレー事業」の根幹を形成するものである。

長久手田園バレー事業とは、上記のとおり、「農のある暮らし・農のあるまち」の実現を目指して、市街化された都市と自然豊かな田園の両面をあわせもつ長久手町において、農的な暮らしを維持・保全しながら、「農業」「自然」「緑」「人」が共生する田園地域を実現しようとする施策の総称である。

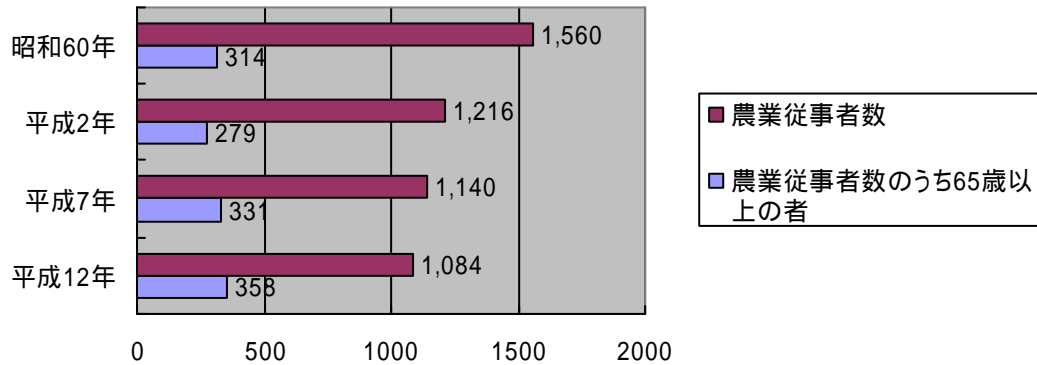
しかしながら、長久手町の農業の現状は、経営耕地面積や農家数の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行しており、平成12年度の高齢化率は33%となっている。また近年の農業就業人口及び基幹的農業従事者についても65歳以上の者が過半数を占めるなど、主として農業に従事する者の高齢化も進行している。

【表 1】総農家数、経営耕地面積等の推移（世界農林業センサス）

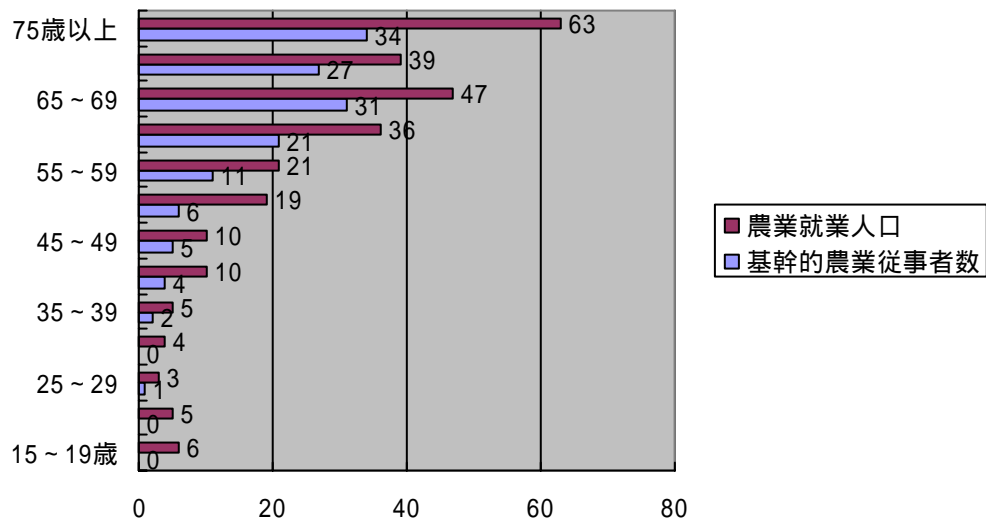
年度	総農家数	経営耕地面積	遊休農地面積	遊休農地面積率
昭和60年	564戸	229ha	26ha	10%
平成2年	454戸	183ha	46ha	20%
平成7年	425戸	182ha	38ha	17%
平成12年	412戸	178ha	30ha	14%

（遊休農地面積率＝遊休農地面積÷（経営耕地面積＋遊休農地面積））

【表 2】農業従事者数の推移（世界農林業センサス）



【表 3】農業就業人口・基幹的農業従事者数（2000年世界農林業センサス）



農業従事者における高齢化率の推移

年度	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年度
高齢化率	20%	23%	29%	33%

後継者の問題については、基幹的農業従事者に対して平成14年度に実施したアンケートによると、後継者の有無について52.1%が「いない」と回答しており、高齢化とともに憂慮すべき問題である。

さらに、当町における認定農業者数は4名のみである（平成16年10月12日現在）。基幹的農業従事者の、農地利用の今後の意向に目を向けると、同アンケート結果から、水田については72.8%、畑については50.8%の人が「現状のままでよい」と回答し

ているのに対し、農地について新たに貸し出しをしたいと考えている人は3.5%、作業受託をしたいとの意向がある人は2.0%という結果になっている。

農業従事者が減少し、かつ高齢化が進行していることは、新たに農業に従事する者に比べて農業から退く者の人数が多いことを示しており、認定農業者が少数であるという要素も含めて検討すると、今後、当町における担い手が不足することが予想される。

既存の農業者による規模拡大はおろか、現状維持も困難な状況となると考えられ、当町の農業の活性化及び農地の保全について、大きなマイナス要因となる。

これらのことは、現在一定規模で推移している遊休農地の今後の増加に直接的な影響を及ぼすものであり、早急な対策を実施する必要がある。このため、町がイニシアチブをとって株式会社等民間の新たな活力の導入を図り、今後の農地の利活用体制の整備を推進していくことが必要不可欠であると考えられる。

一方、本地域は都市近郊地域であるにも関わらず、遊休農地についてはある程度まとまった状態で存在しており、今後これらの農地の利活用を効率的に推進する上で大変条件が良い。このような好条件を活かして事業を推進することにより、本地域の農業の持続的発展を図るものである。

(2) 本特定事業（1001）に供する農地の選定にあたっての留意事項

地権者及び近隣農民の同意を得ることができ、また、農地利用を行う際に地域の人々の積極的な支援協力が得られること。

車によるアクセスが容易で、地域の利便施設（公共施設、農業関連施設等）と比較的近接していること。

別 紙

1. 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 特定農地貸付け事業の事業実施主体

長久手町と協定を締結して市民農園を開設する農地所有者

長久手町から農地を借り受けて協定を締結し、市民農園を開設する NPO 法人

長久手町から農地を借り受けて協定を締結し、市民農園を開設する企業法人

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画が認定された日

4. 特定事業の内容

(1) 特定事業に関与する主体

市民農園開設者に農地を貸し付ける主体としての長久手町

特区内に農地を保有し、その農地を使用して市民農園を開設する農地所有者

長久手町から農地を借り受けて市民農園を開設する NPO 法人

長久手町から農地を借り受けて市民農園を開設する企業法人

(2) 事業が行われる区域

愛知県愛知郡長久手町の全域

(3) 事業の実施期間

上記3の特例措置の開始の日から必要な期間

(4) 事業により実現される行為等

長久手町と協定を締結した農地所有者による市民農園の開設及び運営

長久手町と協定を締結して農地を借り受けた NPO 法人、企業による市民農園
の開設及び運営

都市生活者による市民農園での農作業の体験

上記 ~ による具体的な行為としては、現在、町では平成 15 年度より、当町

前熊地区において、町の直営事業として市民農園を運営しているが、(詳細は表1のとおり)今後、この取組をモデルとして、農地所有者、NPO法人、株式会社が開設主体となり、町内の遊休農地を活用してさらに多数の区画の市民農園の運営を推進する。

【表1】町の直営事業として実施している市民農園「長久手ふれあい農園」の概要

タイプ	1区画のスペース	区画数	付帯整備	管理運営について
日帰り型	30㎡	66区画	パーゴラ、収納施設、トイレ、作業道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料：6千円(区画/年) ・ 3年契約(最長2年の延長可) ・ 地元農家等の営農指導等あり ・ 運営主体：長久手町

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 本地域における規制の特例措置の必要性

本地域は、愛知県のおぼ中央、名古屋市東部に隣接しており、町の西部(名古屋市側)の都市的地域(市街化区域)と東部の農村地域(市街化調整区域)に大別できる。この特性を活かして「農のある暮らし・農のあるまち」づくりを推進していくこととしているが、このことは長久手町の第4次総合計画(平成11年度策定)にて明記している「長久手田園バレー構想」に基づき、平成14年度より推進している「長久手田園バレー事業」の根幹を形成するものである。

長久手田園バレー事業とは、上記のとおり、「農のある暮らし・農のあるまち」の実現を目指して、市街化された都市と自然豊かな田園の両面をあわせもつ長久手町において、農的な暮らしを維持・保全しながら、「農業」「自然」「緑」「人」が共生する田園地域を実現しようとする施策の総称である。

「長久手田園バレー事業」による農業振興施策への都市的地域の住民の関心は非常に高いものであり、市民農園や体験農園の整備について平成14年度に実施したアンケートでは、都市的地域の住民の69%が「非常に重要」、「重要」と回答している。

さらに、平成15年度より町の直営事業にて実施している市民農園(上記4.(4)表1参照)では、66区画の利用につき116名の応募があったことも、農業への関心の高さを証明している。

この取組とともに、当地域の「あいち尾東農業協同組合」が事業主体となって昭和63年から開設している市民農園においても多数の応募があり、85区画の農地は全て耕作されており、耕作を希望する住民が常に順番待ちをしている状態である(現在は30

名程度)

一方、長久手町の農業の現状は、経営耕地面積や農家数の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行しており、平成12年度の高齢化率は33%となっている。また近年の農業就業人口及び基幹的農業従事者数についても65歳以上の者が過半数を占めるなど、主として農業の従事する者の高齢化も進行している。

後継者の問題については、基幹的農業従事者に対して平成14年度に実施したアンケートによると、後継者の有無については52.1%が「いない」と回答しており、高齢化とともに憂慮すべき問題である。

さらに、当町における認定農業者数は4名のみである(平成16年10月12日現在)

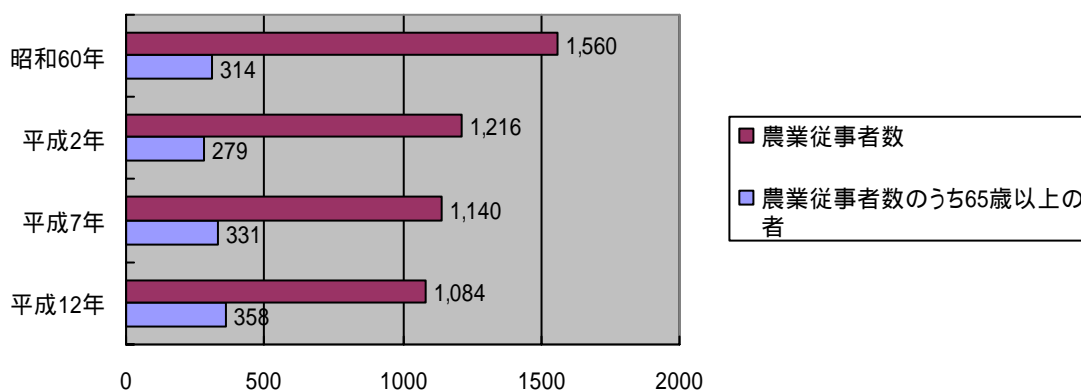
農業従事者が減少し、かつ高齢化が進行していることは、新たに農業に従事する者に比べて農業から退く者の人数が多いことを示している。これらの事情から、今後、当町における新たな農業の担い手が不足し、農業の衰退や農地の遊休化が懸念される所であり、当地域において、農業の活性化及び農的環境の保全のための対策を実施することが喫緊の課題となっている。

【表 1】総農家数、経営耕地面積等の推移(世界農林業センサス)

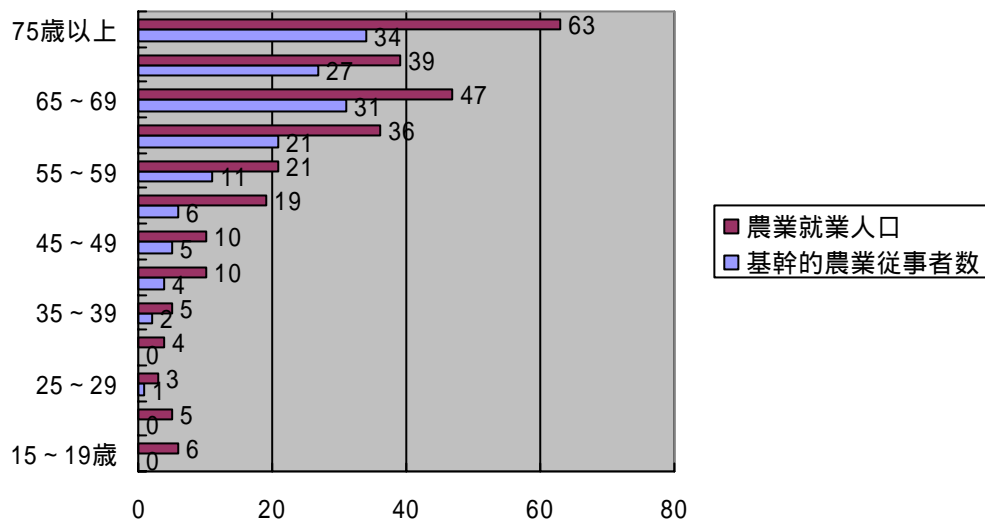
年度	総農家数	経営耕地面積	遊休農地面積	遊休農地面積率
昭和60年	564戸	229ha	26ha	10%
平成2年	454戸	183ha	46ha	20%
平成7年	425戸	182ha	38ha	17%
平成12年	412戸	178ha	30ha	14%

(遊休農地面積率 = 遊休農地面積 ÷ (経営耕地面積 + 遊休農地面積))

農業従事者数の推移(世界農林業センサス)



【表 2】農業就業人口・基幹的農業従事者数（2000年世界農林業センサス）



農業従事者における高齢化率の推移

年度	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年度
高齢化率	20%	23%	29%	33%

上記のような背景を踏まえ、主に都市部住民の農業への関心の高まりを、当地域での農業の活性化及び農的環境の保全のための対策の実施という喫緊の課題と結びつけるため、今後、市民農園を増やしていく必要があると考えるが、全ての市民農園関連事業を町あるいは農協の直営で実施することは困難である。よって特定事業1002の特例措置を導入することにより、農地所有者、NPO法人及び企業法人が市民農園を開設することを可能にし、遊休農地の利活用を推進し、結果として住民の農業への関心への対応、及び本地域の農業の持続的発展を図るものである。

(2) 本特定事業（1002）に供する農地の選定にあたっての留意事項

地権者及び近隣農民の同意を得ることができ、また、農地利用を行う際に地域の人々の積極的な支援協力が得られること。